

社会福祉法人 三九朗福祉会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 三九朗福祉会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬・その他の職務執行の対価として受ける利益であって、名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費（旅費・宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員等の職務執行の対価として報酬等を支給する。
ただし、この法人の職員を兼任し、職員給与が支給されている者に対しては報酬等を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員及び評議員等に対する報酬等の総額は、次に定める範囲内で評議員会において決定する。

- (1) 役員の総額（各年度） 150万円を超えない範囲
- (2) 評議員の総額（各年度） 75万円を超えない範囲
- (3) 評議員選任・解任委員の総額（各年度） 10万円を超えない範囲

2 役員及び評議員等に対する報酬等については、評議員会において定める報酬の支給基準「別表1」に従って支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- ① 報酬等の支払い事実が発生した日に支払いする。
- ② 報酬等は、本人の同意を得れば、本人が指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- ③ 法令の定めにより、所得税等を控除して支給することができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員等がこの法人の職務の遂行のため出張する場合は、別に定める「役職員旅費規程」に基づいて旅費等を支給する。

2 役員及び評議員等がこの法人の職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、その費用を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃等については、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和4年6月21日より施行する。

「別表1」 報酬の支給基準

区 分	報酬の支給金額
理事及び監事 (理事会、評議員会への出席に対する報酬等)	日額 10,000 円
評議員 (評議員会への出席に対する報酬等)	日額 10,000 円
監事 (監事監査実施時の監査業務に対する報酬等)	日額 15,000 円
評議員選任・解任委員会等の会議出席	日額 10,000 円
理事及び監事 (監督官庁の検査等に立会を要請された場合の報酬)	日額 10,000 円

(注) 報酬の支給金額は手取り金額とする。

(注) 定款第13条及び第26条に規定されている決議の省略(文書開催)による理事会・評議員会等の開催については報酬を支給しない。